高松市文化芸術振興審議会委員公募要領

応募用紙は添付のとおりです

１　趣旨

本市では、高松市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策を効率的かつ計画的に推進するため、高松市文化芸術振興審議会を設置しています。

この度、委員の任期満了に当たり、市民の皆様から幅広く御意見をいただくため、公募委員を募集するものです。

２　募集人数　　３人

３　募集期間　　令和８年１１月２０日（金）～令和８年１２月２１日（月）

４　応募資格

高松市内に住所を有する人又は高松市内に通勤・通学している人で、１８歳以上の人。

※高松市議会議員、本市職員（会計年度任用職員を含む。）のほか、他の附属機関等の４機関以上の委員である人を除きます。

５　応募方法

（１）応募用紙に必要事項を記入の上、高松市創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課に、持参、郵送、ＦＡＸ、Ｅメールのいずれかの方法で提出してください。

（２）応募用紙は、文化芸術振興課、各総合センター・支所・出張所、各コミュニティセンター(支所・出張所併設の施設を除く。)、高松市美術館を始め下記市内施設(※)の窓口及び市ホームページからのダウンロードにより入手できます。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/saiyo/fuzokukikan/koubo.html)

※高松市美術館・塩江美術館・歴史資料館・菊池寛記念館・石の民俗資料館・香南歴史民俗郷土館・讃岐国分寺跡資料館・高松市文化芸術ホール・高松国分寺ホール・高松市瓦町アートステーション（瓦町ＦＬＡＧ８階　ＩＫＯＤＥ瓦町）

６　応募締切　　令和８年１２月２１日（月）１７時必着

７　委員の任期等

（１）任期

令和９年２月２３日から２年間

（２）会議の回数

会議は任期中６回程度（１回の会議時間は１時間半程度の予定）

（３）会議の内容

高松市文化芸術振興計画に掲げる事項等について検討します。

・文化芸術の振興に関する基本的な方針

・文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項

（４）報酬等

１回の会議ごとに、高松市が規定する委員報酬額６，６００円（税込）を支給します。ただし、交通費は支給されません。

８　選考方法及び結果通知

選考は、応募書類と面接［令和９年１月７日（木）を予定］により行い、選考結果は、応募者全員に通知します。

なお、提出された応募用紙は返却いたしませんので、御了承ください。

９　送付先・問合せ先

高松市創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 文化芸術振興課（担当：藤原・久米）

〒７６０－８５７１　高松市番町一丁目８番１５号

電話（０８７）８３９－２６３６、ＦＡＸ（０８７）８３９－２６５９

メールアドレス　bunka@city.takamatsu.lg.jp

高松市文化芸術振興審議会委員　応募用紙

ふりがな 氏　　名			
性　　別	男・女・回答しない	生年月日	年　　月　　日 （満　　歳）
住　　所	〒		
職　　業			
連絡先 電話番号等	自宅又は 携帯電話	※面接の連絡に必要ですので、日中連絡のとれる番号をお願いします。 （　　）　　－	
	勤務先又は 学校名	（　　）　　－ ［勤務先（学校）名：　　］	

※［勤務先（学校）名」欄には、役職に就いている場合は役職名も記入してください。

現在行っている市民活動及び自己ＰＲ	※ボランティア活動やその他の団体としての活動があれば、団体等での役職名とあわせて記入してください。
応募の動機及び審議会委員に委嘱された場合の抱負	
本市の文化施策に関する御意見及び振興計画に当たっての御意見	

※　御記入いただきました個人情報は、本募集の目的に関してのみ使用します。